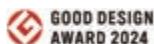




第130期 定時株主総会 招集ご通知



インターネット等
または書面による
議決権行使の期限

2025年3月24日（月）
午後5時まで

開催日時

2025年3月25日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 富士の間

目次

第130期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	8
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役12名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 監査役の報酬額改定の件	
事業報告	24
連結計算書類	45
計算書類	48
監査報告書	51
株主総会会場ご案内図	裏表紙

- 株主総会にお越しいただいた株主様へのお土産及びお飲み物の提供はいたしません。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 株主総会当日はインターネットによるライブ配信を行いますので、事前に議決権を行使いただいたうえでライブ配信をご視聴ください。ライブ配信の視聴方法は6頁に記載しております。

株式会社 不二家
証券コード 2211

株 主 各 位

東京都文京区大塚二丁目15番6号

株式会社 不二家

代表取締役社長 河村 宣行

第130期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第130期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月24日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月25日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 富士の間
(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
お土産及びお飲み物の提供はございません。

3. 目的事項

報告事項

1. 第130期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第130期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fujiya-peko.co.jp/soukai/>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2211/teiji/>

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「不二家」または「コード」に当社証券コード「2211」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

5. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
- (2) 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものといたします。
- (3) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。
- (4) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効なものとしたしますが、同日に到着した場合には、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に書面で株主総会資料をお送りしております。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（8頁から23頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法があります。

1 株主総会への出席による議決権行使



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第130期定時株主総会招集ご通知（本書）をお持ちください。

開催日時 2025年3月25日（火曜日）午前10時

2 書面による議決権行使



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、
下記の行使期限までに到着するようご返送ください。
ご記入方法は、下記をご覧ください。

行使期限 2025年3月24日（月曜日）午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
賛	○	○	○	○
否	○	○	○	○

第1号議案 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
第3号議案 否認する場合 → 「否」の欄に○印
第4号議案

第2号議案 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
一部の候補者を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

※各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものといたします。

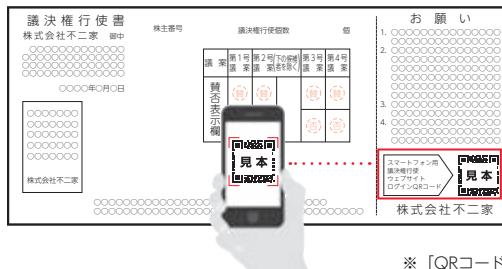
スマートフォンにより議決権行使書用紙のQRコードを読み取り、スマートフォン用議決権行使ウェブサイト（スマート行使）にアクセスするか、パソコン用議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

行使期限 2025年3月24日（月曜日）午後5時行使分まで



QRコードを読み取り 「スマート行使」で議決権を行使する方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 表示されたURLを開くとスマートフォン用議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使コードおよびパスワードの入力は不要です。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度スマート行使で議決権を行使した後に行使内容を変更される場合は、①再度QRコードを読み取ってパソコン用議決権行使ウェブサイトへアクセスするか、②パソコン用議決権行使ウェブサイトへ直接アクセスして、再度議決権を行使していただくこととなります。パソコン用議決権行使ウェブサイトでの議決権行使につきましては、次ページをご確認ください。



議決権行使ウェブサイトで 議決権を行使する方法

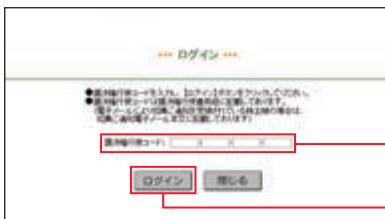
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

<https://www.web54.net>



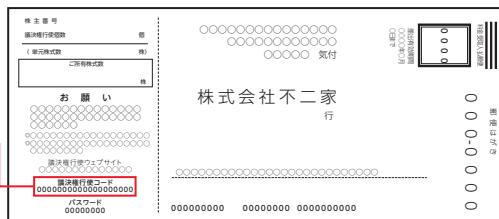
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

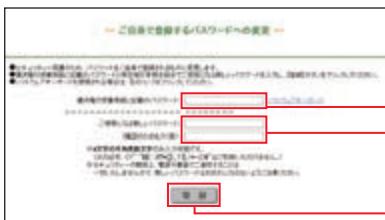


「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック



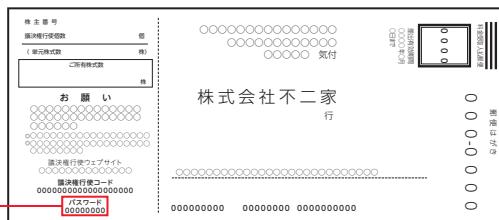
- 3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使の取扱い

- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効なものとしたしますが、同日に到着した場合には、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによるライブ配信についてのご案内

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

1 配信日時

2025年3月25日（火曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※ 視聴用ウェブサイトは、開始時刻15分前の午前9時45分頃よりご覧いただけます。

2 ご視聴の方法

- (1) パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むかいずれかの方法により、視聴用ウェブサイトへのアクセスをお願いいたします。

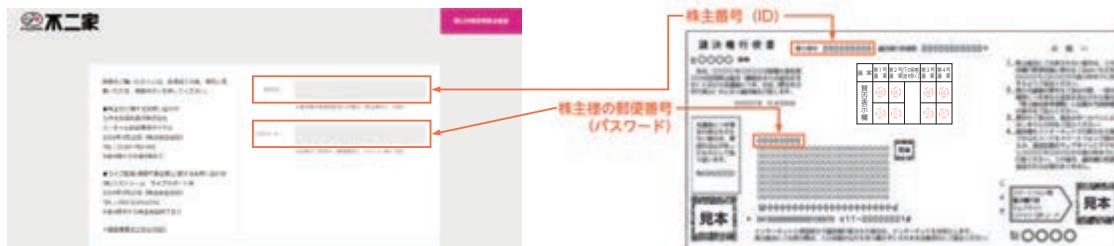
視聴用ウェブサイトURL <https://www.virtual-sr.jp/users/fujiya/login.aspx>



- (2) 視聴用ウェブサイトへのアクセス完了後、画面の案内に従い、以下のID及びパスワードのご入力をお願いいたします。

※ 議決権行使書を投函いただく前に、株主番号を必ず手元にお控えくださいますよう、お願いいたします。

- ① ID：議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」（9桁の半角数字）
- ② パスワード：議決権行使書用紙に記載されている株主様の「郵便番号」（ハイフンを除く7桁の半角数字）



3 ご視聴に関する留意事項

- (1) やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性があります。その場合は、当社ウェブサイト (<https://www.fujiya-peko.co.jp/>) にてお知らせいたします。
- (2) **ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会の出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行っていただくことはできません。議決権につきましては、3頁から5頁にてご案内の方法により事前に行ってくださいますようお願い申し上げます。**
- (3) ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。
- (4) ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- (5) インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- (6) ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- (7) 視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

4 視聴テストの方法

「2 ご視聴の方法」にてご案内の方法によりログインいただき、「テスト視聴する」のリンクより視聴環境のテストを行っていただくことが可能です。

5 株主総会へご出席される株主様へのご案内

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主様のプライバシー等に配慮し、スクリーン映像及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。ご了承ください。

【コールセンター開設時期とお問い合わせ先電話番号のご案内】

ライブ配信のご視聴に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせに対応しておりますので、議決権行使書用紙をお手元にご準備のうえで、以下にお問い合わせください。

<ライブ配信の視聴方法に関するお問い合わせ>

株式会社Jストリーム 050-3159-6192

受付時間 株主総会当日（2025年3月25日火曜日）午前9時30分から株主総会終了時刻まで

<ID・パスワードに関するお問い合わせ>

三井住友信託銀行株式会社 バーチャル総会サポート専用ダイヤル

0120-782-041

受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させていくことが経営の最重要課題と考えており、収益力向上に向け企業体質の強化を図りながら、安定的に配当を行うことを基本方針としております。

当期の配当につきましては、業績の状況と今後の事業環境を勘案し、企業基盤の強化のための内部留保にも配慮しつつ、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金30円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は773,269,770円となります。
3. 剰余金の配当が効力を発生する日
2025年3月26日

本総会終結の時をもって、取締役12名全員が任期満了となりますので、社外取締役5名を含む取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

やま だ けん すけ
山 田 憲 典 (1935年6月7日生)

所有する当社株式の数…………… 22,122株



【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1960年 3月	山崎製パン(株)入社	1999年 3月	同社取締役副社長 (2018年3月まで)
1980年 3月	同社取締役	2007年 6月	当社代表取締役会長 (現任)
1981年 7月	同社常務取締役		
1990年 4月	同社専務取締役		

取締役候補者とした理由

山田憲典氏は、当社親会社の山崎製パン(株)に入社以来、主に営業関連業務を中心に総務、人事等幅広い分野を担当した後、1980年に同社取締役に就任し、1999年から2018年3月まで同社副社長として社長を補佐し、同社グループの成長・発展に貢献いたしました。2007年からは当社代表取締役会長として、当社グループを力強く指揮しております。豊富な業務経験と幅広い人脈、事業経営に関する十分な知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

いい じま みき お
飯島 幹雄

(1966年7月10日生)

所有する当社株式の数…………… 6,261株



[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1997年 4月	山崎製パン(株)入社	2020年 6月	同社取締役副社長総務、人事、関係会社管理・業務支援室担当
2004年 3月	同社取締役		
2006年10月	同社常務取締役		
2008年 3月	B-Rサーティワンアイスクリーム(株)社外取締役	2022年 3月	当社取締役副会長 (現任)
2013年 8月	山崎製パン(株)専務取締役	2022年12月	山崎製パン(株)取締役副社長生産、食品安全衛生管理、中央研究所、人事、関係会社管理・業務支援室担当
2018年 3月	同社取締役副社長営業、デイリーヤマザキ事業担当		
2019年 8月	同社取締役副社長		
2019年 8月	(株)東ハト代表取締役社長	2024年 3月	(株)東ハト代表取締役会長 (現任)
2020年 1月	山崎製パン(株)取締役副社長総務、人事担当	2024年 3月	山崎製パン(株)代表取締役副社長営業、総務、人事担当 (現任)

[重要な兼職の状況]

山崎製パン(株)代表取締役副社長
(株)東ハト代表取締役会長

取締役候補者とした理由

飯島幹雄氏は、当社親会社の山崎製パン(株)に入社以来、生産・営業・管理関連業務に携わり、2004年に同社取締役に就任し、海外事業、営業・コンビニエンスストア事業を担当するなど、幅広い分野の経験を積み重ね、2018年に同社副社長、2024年に同社代表取締役副社長に就任いたしました。2019年から(株)東ハトの代表取締役、2022年からは当社副会長に就任しており、食品・菓子事業における豊富な業務経験と事業経営に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

3

かわ むら
河村

のぶ ゆき
宣行

(1954年11月29日生)

所有する当社株式の数…………… 7,814株



【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1977年 4月	当社入社	2018年 3月	当社専務取締役菓子事業本部 部長兼菓子事業本部マー ケティング本部長兼食品 事業担当兼通販・キャラ クター事業部管掌
2002年 4月	当社菓子事業本部広域営 業部長	2019年 3月	当社代表取締役社長
2003年 6月	当社執行役員菓子事業本 部営業部長	2021年 1月	不二家（杭州）食品有限 公司董事長
2006年 9月	当社執行役員人事総務部 長	2021年 3月	当社代表取締役社長兼不 二家ファミリー文化研究 所長（現任）
2007年 1月	当社執行役員広報室長	2022年 3月	B-Rサーティワンアイスク リーム株式会社取締役 （現任）
2007年 5月	当社執行役員CSR推進部 長	2022年 5月	不二家（杭州）食品有限 公司董事
2007年10月	当社執行役員社長室長兼 総務部長	2024年 1月	同社董事長（現任）
2009年 6月	当社取締役社長室長兼総 務人事本部長・CSR推進 部管掌		
2014年 9月	当社取締役社長室長兼総 務人事本部長兼海外事業 部長兼CSR推進部、通 販・キャラクター事業部 管掌		
2015年 3月	当社常務取締役菓子事業 本部長兼菓子事業本部マ ーケティング本部長兼食 品事業担当兼通販・キャ クター事業部管掌		

【重要な兼職の状況】

不二家（杭州）食品有限公司董事長
B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社取締役

取締役候補者とした理由

河村宣行氏は、当社入社以来、菓子事業の営業部門を中心に、人事、総務、広報、CSRなどを担当し、2009年に取締役就任後は社長室、人事、総務、CSR、海外事業、通販・キャラクター事業など幅広い部門を担当し、2019年からは代表取締役社長として、会長とともに当社グループを指揮してまいりました。当社における豊富な業務経験と菓子・洋菓子業界及び事業経営に関する十分な知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

瓜生

とおる 徹 (1963年4月20日生)

所有する当社株式の数…………… 1,192株



[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1987年4月	山崎製パン(株)入社	2020年10月	当社専務取締役洋菓子事業本部部長兼洋菓子事業本部広域営業本部長、購買担当
2008年3月	同社広域流通営業本部広域流通営業第一部長		
2010年3月	同社横浜第二工場長		
2014年3月	同社広域流通営業本部広域流通営業第一部長 (2017年3月まで)	2021年3月	当社専務取締役洋菓子事業本部担当、菓子事業本部担当、購買担当
2017年3月	当社取締役洋菓子事業本部部長兼洋菓子事業本部広域営業本部長	2022年3月	当社取締役退任
2018年3月	当社常務取締役洋菓子事業本部部長兼洋菓子事業本部広域営業本部長	2022年3月	当社専務執行役員洋菓子事業本部担当、菓子事業本部担当、購買担当
2019年3月	当社常務取締役洋菓子事業本部部長兼洋菓子事業本部広域営業本部長、購買担当	2023年3月	当社専務取締役洋菓子事業本部担当、菓子事業本部担当、購買担当
		2023年10月	当社専務取締役洋菓子事業本部担当、菓子事業本部担当、購買担当、Eコマース担当、洋菓子事業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

瓜生徹氏は、当社親会社の山崎製パン(株)入社以来、量販店等の広域流通企業を中心とする営業業務を担当、部門責任者や工場長を歴任いたしました。2017年からは、当社において洋菓子事業本部、菓子事業本部、購買部門を担当し、2023年からは当社専務取締役に就任しており、豊富な業務経験と営業、生産両部門の知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

とみ なが とし や
富永 寿哉

(1963年6月13日生)

所有する当社株式の数…………… 1,323株



【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1986年4月	当社入社	2019年3月	当社取締役菓子事業本部 営業本部長
2010年10月	当社菓子事業本部営業本 部北関東・信越統括部長	2021年3月	当社取締役菓子事業本部 長兼菓子事業本部営業本 部長
2013年7月	当社菓子事業本部営業本 部首都圏統括部長	2022年3月	当社常務取締役菓子事業 本部長
2016年10月	当社菓子事業本部営業本 部営業推進部長	2023年10月	当社常務取締役キャラク ターライセンス担当、菓 子事業本部長（現任）
2017年3月	当社執行役員菓子事業本 部営業本部営業推進部長		

取締役候補者とした理由

富永寿哉氏は、当社入社以来、菓子事業の営業を担当し、現場責任者、本社の営業推進部門の部門長を歴任し、業務経験を積んでまいりました。2019年に取締役に就任し、現在は菓子事業本部長として菓子事業全般を担当しており、当社における豊富な業務経験と菓子事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

ふる た
古 田

けん
健 (1966年12月30日生)

所有する当社株式の数…………… 568株



[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1990年 4月	当社入社	2021年 3月	当社取締役菓子事業本部 生産本部長兼生産本部生 産部長
2012年11月	当社平塚工場長	2021年 7月	当社取締役菓子事業本部 生産本部長
2015年 6月	当社菓子事業本部生産本 部生産部長	2022年 3月	当社取締役海外事業担 当、菓子事業本部生産本 部長 (現任)
2017年 3月	当社執行役員購買部長	2024年 3月	不二家 (杭州) 食品有限 公司董事 (現任)
2019年 3月	当社執行役員菓子事業本 部生産本部長兼生産部長		

取締役候補者とした理由

古田健氏は、当社入社以来、菓子事業の生産を担当し、工場長、本社の生産及び購買部門の部門長を歴任し、業務経験を積んでまいりました。2021年に取締役に就任し、現在は菓子事業本部生産本部長として菓子事業の生産全般を担当し、菓子工場の生産ラインの効率化にも取り組む一方、海外事業を担当しており、当社における豊富な業務経験と菓子生産業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

あら はた かつ や
荒畑 克也 (1963年6月2日生)

所有する当社株式の数…………… 84株



新任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1986年 4月	山崎製パン(株)入社	2019年 3月	山崎製パン(株)管理部部長代理
2015年 4月	日糧製パン(株)執行役員経 理本部経理部長	2022年 5月	当社執行役員経理本部経 理部長 (現任)

取締役候補者とした理由

荒畑克也氏は、当社親会社の山崎製パン(株)に入社以来、長年にわたり経理部門を担当し、2015年からは同社グループの日糧製パン(株)、2022年からは当社にて部門責任者を歴任しております。同年に当社執行役員に就任し、豊富な業務経験と経理・財務業務に関する知見を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

たか はし とし ひろ
高橋 俊裕 (1939年11月28日生)

所有する当社株式の数…………… 3,000株



社外取締役

独立役員

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1964年 4月	トヨタ自動車販売(株)入社	2016年 3月	サムシングホールディングス(株) (現(株)サムシング) 社外取締役
1994年 9月	トヨタ自動車(株)取締役		
1998年 6月	同社常務取締役		
1999年 6月	東京トヨペット(株)代表取締役社長	2017年 7月	全国農業協同組合連合会 経営管理委員
2003年 4月	日本郵政公社副総裁	2022年 6月	ITbookホールディングス(株) (現SAAFホールディングス(株)) 社外取締役
2007年 6月	当社取締役 (現任)		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高橋俊裕氏は、自動車業界をはじめ、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって17年9ヶ月となります。

候補者番号

9

なか の たけ お
中野 武夫 (1956年6月28日生)

所有する当社株式の数…………… 2,973株



社外取締役

独立役員

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1980年 4月	(株)富士銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行	2012年 4月	同社取締役
2007年 4月	(株)みずほ銀行執行役員小舟町支店長	2012年 4月	(株)みずほ銀行取締役副頭取
2009年 4月	(株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員	2013年 4月	みずほ信託銀行(株)取締役社長
2010年 4月	(株)みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長	2017年 4月	同行取締役会長
2010年 6月	(株)みずほフィナンシャルグループ常務取締役	2018年 6月	損害保険ジャパン日本興亜(株) (現損害保険ジャパン(株)) 社外監査役
		2019年 3月	当社取締役 (現任)
		2019年 4月	みずほ信託銀行(株)常任顧問
		2021年 3月	東京建物(株)社外取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

東京建物(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中野武夫氏は、金融機関における豊富な経験と財務・会計に関する幅広い知見を有しており、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

10

むら おか か な こ
村岡 香奈子 (1965年4月26日生)

所有する当社株式の数…………… 893株



社外取締役

独立役員

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1988年4月	三菱商事(株)入社	2020年4月	宏和法律事務所入所(現任)
1993年4月	弁護士登録(第二東京弁護士会)	2020年6月	日本光電工業(株)社外取締役
1993年4月	アンダーソン・毛利法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所)入所	2021年3月	当社取締役(現任)
		2024年6月	ジャフコグループ(株)社外取締役(監査等委員)(現任)
1999年10月	森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所		

[重要な兼職の状況]

宏和法律事務所 弁護士
ジャフコグループ(株)社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村岡香奈子氏は、弁護士として会社法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験等を活かしていただくことにより、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号

11

さか い み き
酒井 美紀 (1978年2月21日生)

所有する当社株式の数…………… 893株



社外取締役

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1996年3月	第19回日本アカデミー賞 新人俳優賞受賞	2007年1月	特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン親善大使（現任）
1998年3月	第21回日本アカデミー賞 優秀助演女優賞受賞	2020年1月	ペコちゃん70周年アンバサダー
		2021年3月	当社取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

酒井美紀氏は、俳優として活躍される一方、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンの親善大使として世界の子どもたちを支援する活動もされており、これらの経験と優れた人格、見識を有しております。当社は同氏に社会貢献の観点から助言をいただくことのほか、消費者の目線からも助言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号

12

かみ なが ぜん じ
神長 善次 (1943年4月25日生)

所有する当社株式の数…………… 651株



社外取締役

独立役員

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1967年4月	外務省入省	2005年11月	(株)デイリーヤマザキ社外 監査役
1998年9月	特命全権大使 オマーン国 駐筈	2013年6月	(株)サンデリカ社外監査役
2001年9月	特命全権大使 ネパール国 駐筈	2017年4月	(株)東ハト社外監査役(現 任)
2004年10月	特命全権大使(大阪担当)	2022年3月	当社取締役(現任)
2005年10月	退官		

【重要な兼職の状況】

(株)東ハト社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

神長善次氏は、外務省において要職を歴任され、外交を通じて培われた豊富な国際経験と国際情勢等に関する高い知見を有しておりますので、社外取締役として客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

- (注) 1. 取締役候補者飯島幹雄氏は、当社の親会社である山崎製パン株式会社の代表取締役副社長であり、山崎製パン株式会社は、当社の事業と同一の部類に属する取引を行っております。当社は、山崎製パン株式会社との間で、業務資本提携契約を締結しており、製品の売買、同社に対し当社事務業務の委託及び当社不動産の賃貸を行っております。また、同氏は当社の親会社である山崎製パン株式会社の子会社である株式会社東ハトの代表取締役会長であり、株式会社東ハトは、当社の事業と同一の部類に属する取引を行っております。当社は、株式会社東ハトとの間で商標権使用許諾契約に基づき相互にロイヤリティを支払っております。なお、同氏の山崎製パン株式会社及び株式会社東ハトにおける現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
2. 取締役候補者河村宣行氏は、当社の子会社である不二家(杭州)食品有限公司の董事長であり、不二家(杭州)食品有限公司は、当社の事業と同一の部類に属する取引を行っております。当社は、不二家(杭州)食品有限公司との間で、合併事業契約及びライセンス契約を締結しており、同社に対し製品の販売及び商標使用に係るロイヤリティを受領しております。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者神長善次氏は、当社の親会社である山崎製パン株式会社の子会社である株式会社東ハトの社外監査役であり、当社の事業と同一の部類に属する取引を行っております。当社は、株式会社東ハトとの間で商標権使用許諾契約に基づき相互にロイヤリティを支払っております。
5. 取締役候補者山田憲典氏、同瓜生徹氏及び同荒畑克也氏の当社の親会社である山崎製パン株式会社における過去10年間の業務執行者としての地位及び担当は、上記の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
6. 酒井美紀氏の戸籍上の氏名は志賀美紀であります。

7. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で、社外取締役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、高橋俊裕、中野武夫、村岡香奈子、酒井美紀及び神長善次の各氏との間で当該責任限定契約を締結しておりますが、各氏の選任が本総会において承認された場合、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約の概要は次のとおりであります。

- ① 当該社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、金500万円もしくは会社法第425条第1項の最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

8. 当社は、高橋俊裕氏、中野武夫氏、村岡香奈子氏及び神長善次氏の4名を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。また、当社は、本総会で4名の選任が承認された場合、引き続き4名を独立役員として届け出る予定です。

9. 当社は、当社取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に選任された場合には、各氏は全員当該保険契約の被保険者となります。被保険者の保険料は当社が全額負担しております。

当該契約の概要は次のとおりであります。なお、当該保険契約では、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としております。

- ① 被保険者が取締役及び監査役としての職務につき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う。
- ② 上記の保険金の支払いが認められるのは、取締役及び監査役がその損害賠償の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

<ご参考>各取締役候補者のスキル・マトリックス

氏名	知識・経験・能力等									
	企業経営	財務会計	人事労務	総務法務	営業	生産	食品衛生	労働安全	グローバル	社会貢献
山田 憲典	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
飯島 幹雄	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
河村 宣行	●		●	●	●	●	●	●	●	●
瓜生 徹					●	●		●	●	
富永 寿哉					●	●				
古田 健						●	●		●	
荒畑 克也		●								
高橋 俊裕	●		●		●	●				
中野 武夫	●	●		●	●					
村岡 香奈子				●					●	
酒井 美紀									●	●
神長 善次		●							●	●

監査体制の強化及び充実を図るため、監査役 1 名を増員することとし、選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

やす い やす ひろ
安井 泰宏

(1961年7月20日生)

所有する当社株式の数…………… 786株



新任

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1985年 4 月	当社入社	2021年 3 月	当社常務執行役員経理本部経理部長
2011年 3 月	当社経理本部経理部長		
2017年 3 月	当社執行役員経理本部経理部長	2022年 5 月	当社常務執行役員経理部長（現任）

監査役候補者とした理由

安井泰宏氏は、当社入社以来、長年にわたり経理部門及び財務部門を担当し、2011年からは部門責任者を歴任しております。2017年には当社執行役員、2021年には当社常務執行役員に就任しており、豊富な業務経験と経理・財務業務に関する知見を有していることから、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 上記の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、安井泰宏氏が当社監査役に選任された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。被保険者の保険料は当社が全額負担しております。
- 当該契約の概要は次のとおりであります。なお、当該保険契約では、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としております。
- ① 被保険者が取締役及び監査役としての職務につき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う。
 - ② 上記の保険金の支払いが認められるのは、取締役及び監査役がその損害賠償の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

当社の監査役の報酬額は、2017年3月24日開催の第122期定時株主総会において、年額60百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第3号議案においてご承認をお願いしております監査体制の強化及び充実を図るため監査役を1名増員すること並びに前回改定からの経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を年額80百万円以内と改定させていただきますと存じます。

なお、現在の監査役は3名（うち社外監査役は2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役は4名（うち社外監査役は2名）となります。

以 上

事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

区分	期別	当連結会計年度(第130期)	前連結会計年度(第129期)	対前期比	増 減
		(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		
		百万円	百万円	%	百万円
売上高		109,984	105,534	104.2	4,449
営業利益		2,298	1,374	167.2	924
経常利益		3,130	2,104	148.7	1,025
親会社株主に帰属する当期純利益		1,672	969	172.5	703

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の各種施策の効果により景気は緩やかに回復しておりますが、食品業界においては、原材料・エネルギー価格の高騰や値上げに対するお客様の節約志向の高まりにより、厳しい状況となりました。

このような状況下にあって当社グループは、お客様に、より良い商品と最善のサービスの提供を心掛け、売上と利益の確保につとめてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、1,099億84百万円（対前期比104.2%）、営業利益は22億98百万円（対前期比167.2%）、経常利益は31億30百万円（対前期比148.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益は16億72百万円（対前期比172.5%）となり、増収増益とすることができました。

当社グループのセグメントの概況は次のとおりであります。

「事業別売上高」

事業別		当連結会計年度（第130期）		前連結会計年度（第129期）		対前期比	増 減
		2024年1月1日から 2024年12月31日まで		2023年1月1日から 2023年12月31日まで			
		売上高	構成比	売上高	構成比		
洋菓子事業	洋菓子	百万円	%	百万円	%	%	百万円
	レストラン	24,755	22.5	25,188	23.9	98.3	△433
	計	6,129	5.6	5,712	5.4	107.3	417
製菓事業	菓子	30,884	28.1	30,900	29.3	99.9	△16
	飲料	71,286	64.8	66,927	63.4	106.5	4,359
	計	4,391	4.0	4,479	4.2	98.0	△88
その他	75,677	68.8	71,407	67.6	106.0	4,270	
合計	3,422	3.1	3,227	3.1	106.0	194	
合計	109,984	100.0	105,534	100.0	104.2	4,449	

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

<洋菓子事業>

当社単体の洋菓子事業においては、洋菓子チェーン店にて『プレミアム製品』をはじめとする主力製品の品質向上に取り組むとともに、『厳選素材製品』や月ごとに旬のフルーツを使用した『ショートケーキ12の花物語』シリーズの販売に注力し、売上の向上につとめました。また、前期に刷新したV I（ビジュアルアイデンティティ）に基づき、これまで62店の店舗改装を実施したほか、新業態店舗「ペコちゃん milky ドーナツ」や「FUJIYA CONFECTIONERY」ブランドの店舗を出店し、新規顧客の獲得をはかりました。販路の拡大に取り組むべく、商業施設や駅などに冷凍スイーツ自動販売機の設置を推進し、当連結会計年度末における設置数は260台（前期差191台増）となっております。なお、同時点における不二家洋菓子店の営業店舗数は、不採算店や後継者不足等によるフランチャイズ店の閉鎖により892店（前期差47店減）となっております。

広域流通企業との取り組みについては、コンビニエンスストア向けに「マカロン」など当社の技術力を活かした製品や、外食チェーン企業向けに生産性の高い製造ラインを活用した製品の提案を積極的に行い、売上の確保につとめました。

レストラン事業では、メニュー改善及び価格の一部見直しを実施し、客数及び客単価アップをはかりました。また、イオンモール幕張新都心店の新規開店や神戸アンパンマン&ペコズキッチン店をはじめとする既存店の改装効果もあり、売上は前期の実績を上回りました。

以上の結果、当連結会計年度における洋菓子事業全体の売上高は308億84百万円（対前期比99.9%）となりました。利益面では、ケーキ類の集約生産の実施や新たな生産設備の導入による省人化、効率化の取り組みにより、収益性の改善を進めることができました。

<製菓事業>

当社単体の菓子事業においては、『カントリーマアム』や『ホームパイ』、『ハート』シリーズなどの大袋製品の販売に注力し、売場の拡大をはかりました。また、当社の技術力を活かした新たなカテゴリの製品として、朝食需要を見据えた食物繊維入りの『モーニングマアム』やしっとり濃厚な焼菓子の新ブランド『スーパーハイウェイ』シリーズを発売し、新規顧客の獲得につとめました。原材料価格が高騰しているチョコレート製品については、価格改定や内容量変更を実施したほか、『ルック』において素材にこだわったワンランク上の製品として「プレミアムルック」を発売し、テレビコマーシャルやデジタル広告配信等の販売促進活動の推進により、売上は好調に推移いたしました。

上記の結果、単体の菓子事業の売上は前期の実績を上回りました。

飲料事業については、「プレミアムネクター320mlPET」や季節限定の新製品を発売いたしましたが、前期の売上を確保するには至りませんでした。

不二家（杭州）食品有限公司においては、春節需要の復調はあったものの、中国国内の景気減速の影響が大きく、売上は前期の実績を下回りました。なお、今期より新たに製造を開始したグミ製品や他社キャラクターとのコラボレーション製品の拡販に取り組み、売上は回復基調となっております。

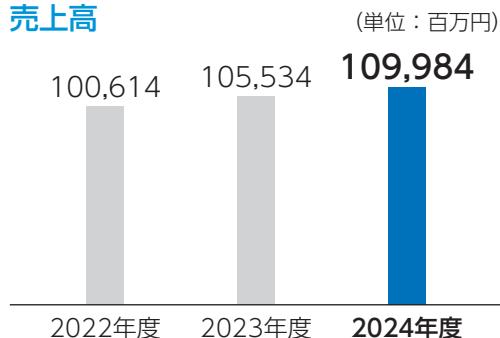
以上の結果、当連結会計年度における製菓事業全体の売上高は756億77百万円（対前期比106.0%）となりました。利益面では、主力生産ラインの稼働促進による生産性の向上等により、前期の実績を上回りました。

<その他>

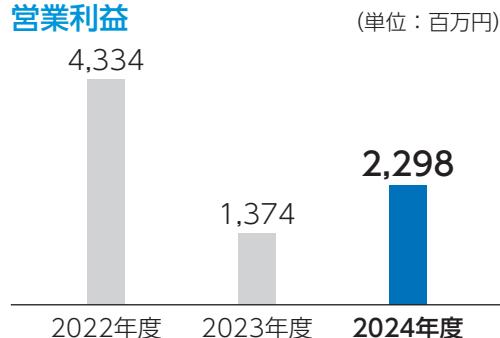
ライセンス事業、不動産賃貸事業及び(株)不二家システムセンターのデータ入力サービスなどの事務受託業務の売上高は34億22百万円となりました。

売上高及び利益の推移

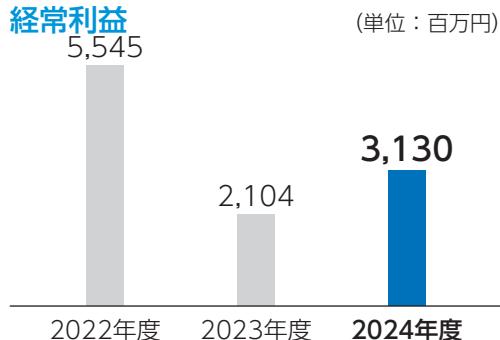
売上高



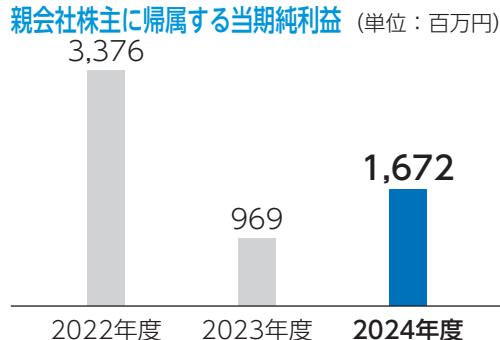
営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



事業別の概況

■ その他

3.1% | 3,422百万円

■ 製菓事業

68.8% | 75,677百万円

■ 洋菓子事業

28.1% | 30,884百万円



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、90億10百万円（リース資産投資4億76百万円を含む）であります。主なものは、製菓事業におけるキャンディ設備の新設及び更新等に対する投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施しました資金調達につきましては、経常的な調達のほかは、増資や社債の発行等による調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済環境につきましては、食品値上げによるお客様の節約志向に加え、原材料・エネルギー価格の高騰や人件費の上昇等の懸念もあり、依然として厳しい状況が続くと予測されます。

このような状況にあって当社グループは、洋菓子、製菓の両事業を併せ持つという強みを活かして売上と利益の確保につとめてまいります。

各事業別の主な取り組みは次のとおりです。

<洋菓子事業>

洋菓子では、原材料・エネルギー価格の高騰等に対して、生産ラインの省人化や生産能力増強による効率化を促進し、生産性向上をはかることにより対応してまいります。

チェーン店においては、洋菓子店のV I（ビジュアルアイデンティティ）に基づいた既存店の改装や「ペコちゃん milky ドーナツ」の新規出店を推進してまいります。

製品施策においては、月ごとに季節や行事などのイメージを色で表現した「ショートケーキ12の色物語」や産地・品種にこだわった原料を使用した洋菓子製品などの品揃えの充実をはかり、お客様に選ぶ楽しさを提供してまいります。

人件費の上昇に対しては、洋菓子店舗の勤怠管理にAIを活用して業務の効率化をはかるなど、収益性の確保に取り組むとともに、冷凍スイーツ自動販売機の設置を推進してまいります。

広域流通企業との取り組みについては、外食チェーン企業向けの製品提案や海外輸出の強化を通じて、販路の開拓につとめてまいります。

レストランでは、ケーキ類の拡販やメニュー強化に取り組むとともに、V Iに基づいた既存店の改装を実施し、売上の拡大に繋げてまいります。

<製菓事業>

菓子では、カカオ豆をはじめとする原材料価格の急激な上昇等に対して、製品価格の見直しを実施するほか、新規設備の導入により品質向上やコスト改善をはかり、主力生産ラインの稼働を促進させて生産性向上につとめてまいります。また、富士裾野工場の地下より汲み上げた天然水を活用し、天然水市場に参入するとともに、災害発生時においては被災地の復興支援に役立ててまいります。

製品施策においては、主力ブランドの大袋製品を新たに発売するとともに、テレビコマーシャルやデジタル広告配信等の販売促進活動を積極的に展開し、既存の大袋製品とともにさらなる売上の拡大をはかります。

海外事業の不二家（杭州）食品有限公司においては、中国経済停滞の影響が懸念されますが、主力製品の「ポップキャンディ」を軸に、新規設備を導入して生産を開始したグミ製品の拡販や業務提携によるキャラクター菓子製品の受注生産に注力するなど、売上確保に取り組んでまいります。

ベトナムにおいては、設立した合弁会社において、本年10月の工場稼働に向け、現地における販売活動及び新製品開発を促進し、海外事業の売上伸長を目指してまいります。

上記すべての事業活動において安全・安心な製品の製造・販売に際し、F S S C 22000（食品安全マネジメントシステムに関する国際規格）を含め、事業の基盤となる食品安全衛生管理を着実に実行するとともに、労災ゼロ、異物混入クレームゼロを目標に、業務に取り組んでまいります。

当社グループを取り巻く環境は、厳しい状況が続くと思われませんが、前記の各施策を着実に実行し、業績の向上を目指してまいります。

また、親会社の山崎製パン(株)との連携を強化し、グループ全体の総合力を発揮して、持続的な企業価値の向上と不二家ブランドの強化につとめ、事業の発展を目指します。株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第127期 (2021年度)	第128期 (2022年度)	第129期 (2023年度)	第130期 (2024年度)
売 上 高 (百 万 円)	104,751	100,614	105,534	109,984
経 常 利 益 (百 万 円)	5,218	5,545	2,104	3,130
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,173	3,376	969	1,672
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	123円11銭	130円99銭	37円62銭	64円90銭
総 資 産 (百 万 円)	75,720	83,712	83,125	90,466
純 資 産 (百 万 円)	54,356	59,165	60,640	63,067
1 株 当 た り 純 資 産 額	2,012円23銭	2,130円59銭	2,170円11銭	2,246円82銭

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は山崎製パン株式会社であり、同社は当社の株式を14,021千株（議決権比率54.4%）保有しております。

当社は、山崎製パン株式会社に対して当社製品を販売し、山崎製パン株式会社より同社製品の仕入を行い、また同社に対し当社事務業務の委託及び当社不動産の賃貸を行っております。

② 親会社との取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との間で、製品の仕入、販売及び事務業務の委託並びに不動産の賃貸の取引を実施しておりますが、当該取引を実施するに当たっては、取引条件が第三者との通常の取引と相違しないこと等に留意し、合理的な根拠に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、当該取引を実施するに当たっては、法令に基づき、取締役会における議論を経て、取引条件が第三者との通常の取引と相違しないこと等を確認するとともに、以下の特別委員会の意見を踏まえたうえで取引実施の可否を決定しており、当社取締役会としては、当該取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

当社は、独立役員のうち3名を構成員とする特別委員会を設置しており、当該委員会において親会社との重要な取引及び行為について、取引・行為の必要性、合理性及び条件の相当性を含め、審議・検討を行っております。

ハ. 重要な財務及び事業の方針に関する契約等

当社は、親会社との間で製品の相互販売、相互OEM生産、共同原材料調達、共同プロモーションの展開、販売拠点の共同開発、物流の共同化等の重要な事業の方針に関する業務資本提携契約を締結しております。

③ 子会社の状況（2024年12月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダロワイヨジャパン	50百万円	100.0%	洋菓子、パン、アイスクリーム及び惣菜類の製造、販売
不二家乳業株式会社	64百万円	100.0%	飲料及び乳製品の製造、販売
株式会社不二家システムセンター	100百万円	100.0%	事務受託業務及びアウトソーシング受託
不二家（杭州）食品有限公司	110百万人民元	71.6%	キャンディ、焼菓子等菓子類の製造、販売
株式会社不二家神戸	50百万円	100.0%	和洋菓子の製造、販売
日本食材株式会社	30百万円	50.7%	チョコレート、キャンディ等菓子類の製造、加工、及び販売

（注）当社は、2024年6月1日付で、連結子会社でありました㈱不二家福島を吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

事業	事業内容
洋菓子事業	ケーキ、ベーカリー、デザート等洋菓子類、チョコレート、キャンディ等菓子類及びアイスクリームの製造、販売並びに喫茶及び飲食店の経営
製菓事業	チョコレート、キャンディ、パイ、クッキー等菓子類及びネクター、レモンスカッシュ等嗜好飲料並びに乳製品等菓子・食品の製造、販売

(8) 主要な営業所及び工場（2024年12月31日現在）

- ① 当社本店 東京都文京区大塚二丁目15番6号
 ② 洋菓子事業

部門	名称及び所在地
直営店舗	白萩町店（宮城）、数寄屋橋店、西洋菓子舗三越銀座店、ダロワイヨ自由が丘本店（東京）、アトレ川崎店（神奈川）、イオン幕張新都心店、ららぽーと東京ベイ店（千葉）、鳩ヶ谷坂下店（埼玉）、西洋菓子舗名古屋栄三越店（愛知）、四条大宮店（京都）、桃山台店（大阪）、ショッパーズ福岡店（福岡）等
フランチャイズ店	長沼店（北海道）、ふねひきパーク店（福島）、大胡モール店（群馬）、境長井戸店（茨城）、綾瀬店、イオン昭島店、飯田橋店（東京）、稲田堤店（神奈川）、旭店（千葉）、イオン羽生店、所沢北野店（埼玉）、土岐店（岐阜）、刈谷築地店（愛知）、伏見店（京都）、いこらもーる泉佐野店（大阪）、西明石店（兵庫）、エミフルMA S A K I店（愛媛）、ゆめタウン八女店（福岡）等
工場	埼玉工場（埼玉）、野木工場（栃木）、泉佐野工場（大阪）、吉野ヶ里工場（佐賀）、(株)不二家神戸（兵庫）等

③ 製菓事業

部門	名称及び所在地
営業部 統括部	広域営業部、輸出営業部、首都圏（東京）、近畿・中四国（大阪）、中部（愛知）、九州（福岡）、北海道・東北（宮城）
工場	平塚工場、秦野工場（神奈川）、富士裾野工場（静岡）、福島工場（福島）等

(9) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,436名	27名増

(注) 上記のほか、臨時従業員が期中平均3,179名おります。

(10) 主要な借入先及び借入額（2024年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	1,400百万円
株式会社三井住友銀行	1,100
株式会社みずほ銀行	1,100
株式会社三菱UFJ銀行	100
農林中央金庫	100

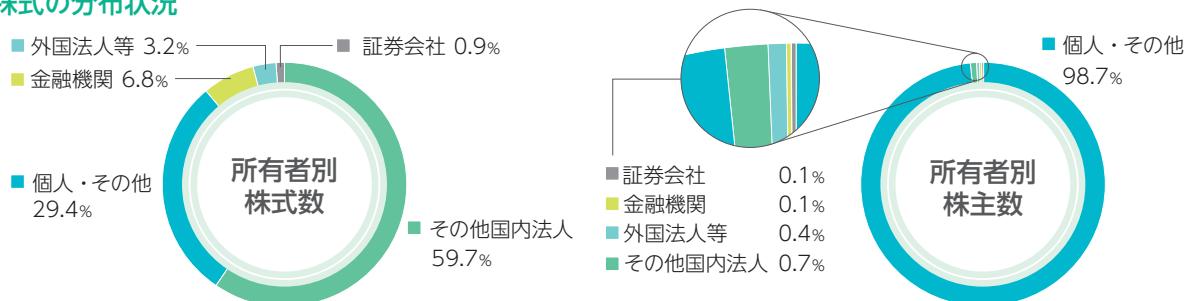
2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,775,659株（自己株式9,000株を除く）
- (3) 当事業年度末の株主数 51,191名（前期末比736名増）
- (4) 上位10名の株主の状況

株主名	持株数	持株比率
山崎製パン株式会社	14,021,300株	54.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,188,200	4.6
不二家不二栄会持株会	903,700	3.5
株式会社バンダイナムコホールディングス	500,000	1.9
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	150,000	0.5
GOLDMAN SACHS BANK EUROPE SE	150,000	0.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	141,500	0.5
藤井 林太郎	122,444	0.4
損害保険ジャパン株式会社	98,466	0.3
不二家従業員持株会	85,579	0.3

（注）持株比率は自己株式（9,000株）を控除して計算しております。

株式の分布状況



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年12月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
山田 憲典	代表取締役会長	
飯島 幹雄	取締役副会長	山崎製パン株式会社代表取締役副社長 株式会社東ハト代表取締役会長
河村 宣行	代表取締役社長	不二家（杭州）食品有限公司董事長 B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社取締役
宮崎 広	専務取締役	経営企画、総務人事、経理担当
瓜生 徹	専務取締役	洋菓子事業本部、菓子事業本部、購買、Eコマース担当、 洋菓子事業本部長
富永 寿哉	常務取締役	キャラクターライセンス担当、菓子事業本部長
古田 健	取締役	海外事業担当、菓子事業本部生産本部長
高橋 俊裕	取締役	
中野 武夫	取締役	東京建物株式会社社外取締役
村岡 香奈子	取締役	弁護士、ジャフコグループ株式会社社外取締役
酒井 美紀	取締役	
神長 善次	取締役	株式会社東ハト社外監査役
中島 清隆	常勤監査役	
弘中 徹	監査役	弁護士、弁護士法人弘中総合法律事務所代表社員
佐藤 元宏	監査役	公認会計士、公認会計士佐藤元宏事務所所長

- (注) 1. 取締役高橋俊裕、中野武夫、村岡香奈子、酒井美紀及び神長善次の5氏は社外取締役であります。
2. 監査役弘中徹及び佐藤元宏の両氏は社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役高橋俊裕、中野武夫、村岡香奈子、神長善次及び社外監査役佐藤元宏の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
4. 取締役飯島幹雄氏は、2024年3月14日付で株式会社東ハトの代表取締役会長に就任し、同年3月28日付で山崎製パン株式会社代表取締役副社長に就任いたしました。
5. 取締役河村宣行氏は、2024年1月19日付で不二家（杭州）食品有限公司の董事長に就任いたしました。
6. 取締役村岡香奈子氏は、2024年6月18日付でジャフコグループ株式会社の社外取締役に就任いたしました。
7. 当社は、取締役高橋俊裕、中野武夫、村岡香奈子、酒井美紀及び神長善次並びに監査役弘中徹及び佐藤元宏の7氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円もしくは会社法第425条第1項の最低責任限度額のいずれが高い額としております。
8. 当社は、当社取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者（取締役・監査役全員）の保険料は当社が全額負担しております。当該契約の概要は次のとおりであります。なお、当該保険契約では、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の

免責事項としております。

- ① 被保険者が取締役及び監査役としての職務につき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う。
 - ② 上記の保険金の支払いが認められるのは、取締役及び監査役がその損害賠償の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
9. 監査役佐藤元宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、「取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する方針」（以下、「決定方針」といいます）を取締役会で決議しております。決定方針の内容は以下のとおりです。

当社は、多様で優秀な人材を確保するために、同業種他社及び他業種同規模他社の報酬水準を参酌しつつ、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値向上に資するよう適切な報酬水準とすることを基本としております。取締役の報酬は、取締役報酬規程及び取締役報酬規程附則に基づき、社外取締役以外の取締役については、役位に応じた固定報酬（年俸制・月例現金報酬）のみで構成されており、経営成績及び取締役の業績等を勘案して、年俸を見直すこととしております。社外取締役の報酬は固定報酬（年俸制・月例現金報酬）のみとしております。

取締役の報酬額は、株主総会で認められた報酬額の枠内で、取締役会から委任を受けた報酬会議により定めております。報酬会議は、会長、社長及び総務人事本部長により構成され、事前に独立社外取締役に意見を聴取したうえで、取締役個々人の報酬額を決定し、決定内容を取締役会に報告することとしております。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会から委任を受けた報酬会議は、事前に独立社外取締役に意見を聴取したうえで、取締役報酬規程及び取締役報酬規程附則に基づき、当事業年度に係る取締役個々人の報酬額を決定しております。こうした手続きを経て、当該報酬額が決定されていることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役個々人の報酬額が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の限度額は、2023年3月23日開催の第128期定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役は5名）であります。

監査役の報酬の限度額は、2017年3月24日開催の第122期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役報酬規程及び取締役報酬規程附則に基づき、事前に独立社外取締役に意見を聴取したうえで、取締役個々人の報酬額を決定することを報酬会議に委任しております。

当該権限を委任した理由は、当社全体の経営成績及び取締役の業績等を勘案した年俸の見直しは、代表取締役を構成員に含む報酬会議で行うことが適しており、また、独立社外取締役の意見を聴取したうえで会議体の合議を通じて決定することにより、報酬に関する独立性・客観性を高めるためであります。

報酬会議で決定された取締役の報酬額は、取締役会に報告する措置を講じております。

報酬会議の構成員は、代表取締役会長 山田憲典、代表取締役社長 河村宣行、常務執行役員 総務人事本部長 佐野正樹の3名であります。

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (内社外取締役)	12名 (5名)	371百万円 (72百万円)	— (—)	— (—)	371百万円 (72百万円)
監 査 役 (内社外監査役)	3名 (2名)	45百万円 (25百万円)	— (—)	— (—)	45百万円 (25百万円)
合 計 (内社外役員)	15名 (7名)	417百万円 (97百万円)	— (—)	— (—)	417百万円 (97百万円)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
取締役	中野 武夫	東京建物株式会社社外取締役	当社と左記法人との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役	村岡 香奈子	宏和法律事務所 弁護士 ジャフコグループ株式会社社外取締役	当社と左記法人等との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役	神長 善次	株式会社東ハト社外監査役	当社は左記法人との間で相互に商標等使用許諾契約に基づくロイヤリティの支払いがありますが、いずれも当社及び同社の連結売上高の1%未満と僅少であります。
監査役	弘 中 徹	弁護士法人弘中総合法律事務所 代表社員	当社は左記事務所所属の同氏以外の弁護士と顧問契約を締結しております。
監査役	佐藤 元宏	公認会計士佐藤元宏事務所所長	当社と左記事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 各社外役員の名活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役役期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	高橋 俊裕	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般に関する有意義な発言を積極的に行うことなどを通じて、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
取締役	中野 武夫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。金融機関における豊富な経験と財務・会計に関する幅広い見識を活かし、経営全般に関する有意義な発言を積極的に行うことなどを通じて、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
取締役	村岡 香奈子	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と知識から、企業法務に関する幅広い知見をもって発言を行うことなどを通じて、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
取締役	酒井 美紀	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。社会貢献や情報発信などの観点から有意義な発言を行うことなどを通じて、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
取締役	神長 善次	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。豊富な国際経験と国際情勢に関する知見に基づき積極的に発言を行うことなどを通じて、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
監査役	弘中 徹	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、監査役会15回すべてに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と知識から、企業法務に関する幅広い知見をもって発言を行っております。
監査役	佐藤 元宏	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、監査役会15回すべてに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と知識から、専門的な観点から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	64百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 当社監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会はこれを株主総会に提出いたします。
- ② 当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「社是」及び「経営理念」に則った「不二家グループの行動規範」を制定し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とし、職務を遂行する。
- ② 当社及び当社グループ会社は、事業環境と社会の変化に対応するため、企業経営を通じて社会の進展と文化の向上に寄与することを使命とする親会社の経営基本方針及び科学的見地から現代経営のあるべき姿を追求するという経営方針を尊重し、具体的な事業経営に当たっては、顧客本位・品質本位の精神で新しい価値と需要を創造し、実効性のある効率的な事業経営を推進する。
- ③ 当社は、コンプライアンス活動を推進していくため、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果及び対応策を必要に応じて取締役会に報告及び提案する。
- ④ 当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役社長がコンプライアンス推進責任者を任命し、コンプライアンスの状況・問題等の把握及び報告、対応策の協議、並びに教育及び研修を実施する。また、当社グループ全体のコンプライアンスを推進するため、各子会社及び関連会社ごとにコンプライアンス推進責任者を置く。
- ⑤ 当社は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外窓口を含めた複数の窓口を設置し、問題の未然防止、早期発見及び早期解決につとめる。相談者からの相談内容及び個人情報秘守し、相談者に対して不利益な取扱いをしない。なお、この窓口は当社グループ各社の使用人も利用できるものとする。
- ⑥ 当社及び当社グループ会社の役職員は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力と一切の関係を持たない。

- ⑦ 当社は、不当要求等の介入に対して、総務部を対応統括部署、総務部長を不当要求防止責任者とし、警察等の外部専門機関と緊密な連携のもと、関係部署が協力して組織的に対応し、利益供与を含め不当要求等には絶対に応じない。当社及び当社グループ会社では、コンプライアンス教育を通し反社会的勢力排除に向けた啓蒙活動につとめる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定にかかわる記録及び各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書その他の取締役の職務執行に係る情報を、法令及び社内規則に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
- ② 当社の取締役及び監査役は、常時、この文書及び電磁的媒体を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスクに関する管理基準及び管理体制を整備し、総括的なリスク管理規程を定める。
- ② 当社のリスク管理は、当該分野の所管部が行うほか、リスク管理委員会が当社グループ全体の横断的な管理を行う。リスク管理委員会は、上記のリスク管理規程に従い、リスクを定期的に分析・評価し、必要に応じてリスク管理のあり方の見直しを行う。特に品質リスクについては、食品メーカーとしての商品の安全・安心の確保という社会的責任を認識し、万全の注意を払う。
- ③ 当社は、不測の事態が発生した場合には、当社代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行う。
- ② 当社は、取締役会の下に常務会及び業務執行会議を設けて、取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行について審議し、意思決定を行う。
- ③ 当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。

(5) 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループ会社の管理に関する規程（関係会社管理規程）を制定し、当社グループ会社に対し、営業成績、財務状況その他の経営情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。また、当社グループ会社において関係会社管理規程に定める重要事項が発生した場合は、当該事項を当社に報告するとともに、当社取締役会規則または稟議規程その他関連規程に基づく承認もしくは決裁等を得るものとする。

- ② 当社は、当社及び当社グループ会社のリスク管理機関としてリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメントを実施する。
 - ③ 当社は、当社グループ会社における職務分掌、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社グループ会社における職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築させる。
 - ④ 当社及び当社グループ会社においては、当社グループ会社の規模や業態に応じて、当社常勤監査役が監査役に就任し、当該会社の取締役会に出席するとともに監査を行い、業務の適正を確保する体制をとるとともに、係る当社グループ会社の非常勤取締役を当社から派遣し、当社グループ会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
 - ⑤ 当社の海外子会社は、本基本方針を踏まえつつ、当該子会社が所在する国及び地域における法制、商慣習その他の実務慣行等に配慮して、適切な管理体制を構築する。
 - ⑥ 当社は、親会社の経営方針を共有しつつ、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引等を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議のうえ、決定する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役室を設置し、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で監査役の職務を補助するために必要な知識と経験を有する使用人を配置する。
 - ② 当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人は監査役の指揮命令に従い職務を遂行する。
- (7) 当社及び当社グループ会社の役職員またはこれらの者から通報を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、常務会及び業務執行会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び当社グループ会社の役職員から職務執行状況を聴取する。
 - ② 当社及び当社グループ会社の役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社グループ会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに当該事実を当社監査役に報告するものとする。
 - ③ 当社及び当社グループ会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - ④ 当社の内部通報制度を担当する役職員は、当社及び当社グループ会社の役職員からの内部通報により収集された情報を、定期的にまたは必要に応じて随時、当社監査役に対して報告する。

⑤ 当社は、当社監査役に対して報告をした当社及び当社グループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社及び当社グループ会社の役職員に周知徹底する。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役
の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払いまたは支出した費用の償還等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査役及び監査役会は、代表取締役との意見交換会を定期的を実施し、経営方針の確認、対処すべき事項その他の監査上の重要課題について、相互認識と信頼関係を深めるようつとめるものとする。
- ③ 監査役は、会計監査人及び監査室と定期的に連絡会を開催し、会計監査及び内部監査の結果に基づき意見交換する。
- ④ 監査役は、職務の執行に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができるものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役社長の直轄組織であるコンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンスの状況等の報告及び把握、対応策の協議を行いました。また、役員及び従業員に対する教育並びに研修を拠点ごとに合計113回開催し、コンプライアンスに関する情報等を共有してそれぞれの職場で活かせるよう、指導を行いました。

(2) 取締役職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の記録、取締役会規則をはじめとした各会議の規程及び職務権限規程に基づいて決裁した文書その他の取締役職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を4回開催し、想定されるリスク等に対応するとともに、リスク管理に関する情報共有及び管理を徹底しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、社外取締役5名を含む12名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は14回開催され、重要事項の決定や各業務執行取締役からの業務報告などが行われ、社外取締役や監査役を交え審議を行いました。また取締役会の下に常務会及び業務執行会議を設けて、取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行について審議し、意思決定を行っております。

(5) 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

グループ会社社長が参加する関係会社経営報告会を開催したほか、週次・月次でグループ会社から報告を受けております。当社グループ全体のリスクマネジメント実施のため、当社代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を4回開催し、グループ会社において想定されるリスク等について協議・対応いたしました。

また、グループ会社の重要事項については、当該事項を当社に報告させるとともに、当社取締役会規則または稟議規程その他関連規程に基づいて、当社の各担当部署において承認もしくは決裁等を実施しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役室を設置し、監査役の職務を補助するために必要な知識と経験を有する使用人を配置しており、当該使用人は監査役の指揮命令に従い職務を遂行しております。

(7) 当社及び当社グループ会社の役職員から通報を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか常務会及び業務執行会議等の重要会議に出席したほか、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び当社グループ会社の役職員から職務執行状況を聴取しております。また、定期的で開催されるコンプライアンス委員会に出席し、内部通報により収集された情報の報告を受けております。さらに、監査役及び監査役会は、代表取締役との意見交換会を4回実施したほか、会計監査人及び内部監査を実施している監査室とも定期的に連絡会を開催し、監査に関連する情報の収集を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	35,406	流 動 負 債	24,455
現金及び預金	8,371	支払手形及び買掛金	8,493
受取手形及び売掛金	17,621	短期借入金	3,960
商品及び製品	4,243	リース債務	199
仕掛品	478	未払金	3,112
原材料及び貯蔵品	3,706	返金負債	2,544
その他	1,158	未払法人税等	893
貸倒引当金	△173	賞与引当金	499
固 定 資 産	55,060	その他	4,752
有 形 固 定 資 産	39,908	固 定 負 債	2,943
建物及び構築物	13,329	リース債務	564
機械装置及び運搬具	14,671	繰延税金負債	255
工具器具及び備品	824	退職給付に係る負債	1,258
土地	7,390	役員退職慰労引当金	70
リース資産	899	その他	793
建設仮勘定	2,793	負 債 合 計	27,399
無 形 固 定 資 産	1,669	(純 資 産 の 部)	
商標権	457	株 主 資 本	54,662
ソフトウェア	737	資本金	18,280
その他	474	資本剰余金	4,060
投資その他の資産	13,481	利益剰余金	32,339
投資有価証券	6,858	自己株式	△17
長期貸付金	231	その他の包括利益累計額	3,250
繰延税金資産	1,216	その他有価証券評価差額金	279
敷金及び保証金	1,998	繰延ヘッジ損益	4
退職給付に係る資産	677	為替換算調整勘定	2,003
その他	2,625	退職給付に係る調整累計額	962
貸倒引当金	△126	非支配株主持分	5,153
資 産 合 計	90,466	純 資 産 合 計	63,067
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	90,466

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	109,984
売上原価	73,534
売上総利益	36,450
販売費及び一般管理費	34,151
営業利益	2,298
営業外収益	
受取利息	68
受取配当金	67
持分法による投資利益	627
保険解約返戻金	52
雑収入	134
営業外費用	949
支払利息	12
支払補償費	56
雑損失	49
経常利益	3,130
特別利益	
固定資産売却益	0
関係会社株式売却益	592
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産廃棄損	410
減損	118
その他	82
税金等調整前当期純利益	3,111
法人税、住民税及び事業税	1,188
法人税等調整額	△225
当期純利益	2,148
非支配株主に帰属する当期純利益	475
親会社株主に帰属する当期純利益	1,672

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	18,280	4,060	31,440	△17	53,763
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△773	—	△773
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,672	—	1,672
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△0	△0
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減	—	△0	—	—	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△0	899	△0	898
当 期 末 残 高	18,280	4,060	32,339	△17	54,662

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	244	—	1,367	561	2,172	4,704	60,640
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△773
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	1,672
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△0
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減	—	—	—	—	—	—	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	35	4	636	401	1,077	449	1,527
当 期 変 動 額 合 計	35	4	636	401	1,077	449	2,426
当 期 末 残 高	279	4	2,003	962	3,250	5,153	63,067

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	27,019	流 動 負 債	19,420
現金及び預金	2,911	買掛金	6,183
電子記録債権	63	短期借入金	3,660
商品及び製品	13,906	リース債務	180
仕掛品	3,564	未払金	2,603
材料及び貯蔵品	384	返金負債	2,264
未収消費税等	2,907	未払費用	1,214
前払費用	49	未払法人税等	561
関係会社短期貸付	502	前受金	37
その他貸倒引当金	3,400	賞与引当金	380
	459	設備関係電子記録債務	2,011
固 定 資 産	38,824	その他の	322
有 形 固 定 資 産	28,509	固 定 負 債	2,987
建物	8,377	リース債務	505
構築物	983	退職給付引当金	1,903
機械及び装置	9,965	資産除去債務	61
車両運搬具	23	預り保証金	516
工具器具及び備品	472	負 債 合 計	22,407
土地	5,463		
リース資産	840	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	2,383	株 主 資 本	43,220
無 形 固 定 資 産	1,268	資 本 金	18,280
借地権	14	資 本 剰 余 金	4,065
商標	457	資本準備金	3,859
ソフトウェア	691	その他資本剰余金	205
その他	104	利 益 剰 余 金	20,892
投 資 其 他 の 資 産	9,047	利益準備金	502
投資有価証券	1,029	その他利益剰余金	20,389
関係会社株式	2,715	繰越利益剰余金	20,389
出資金	0	自 己 株 式	△17
関係会社出資金	1,610	評価・換算差額等	217
長期貸付	215	その他有価証券評価差額金	217
破産更生債権等	16	純 資 産 合 計	43,437
長期前払費用	4		
繰延税金資産	1,547	負 債 ・ 純 資 産 合 計	65,844
敷金及び保証金	1,610		
前払年金費用	304		
その他貸倒引当金	103		
	△110		
資 産 合 計	65,844		

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	82,226
売上原価	54,618
売上総利益	27,607
販売費及び一般管理費	27,051
営業利益	556
営業外収益	
受取利息	16
受取配当金	950
為替差益	24
雑収入	49
営業外費用	
支払利息	9
貸倒引当金繰入額	449
雑損失	11
経常利益	1,127
特別利益	
固定資産売却益	0
関係会社株式売却益	757
特別損失	
固定資産廃棄損失	370
減損損失	113
貸倒損失	40
抱合せ株式消滅差損	53
その他	35
税引前当期純利益	1,271
法人税、住民税及び事業税	550
法人税等調整額	△211
当期純利益	933

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金
				繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	18,280	3,859	205	425	20,307
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△773
剰 余 金 の 配 当 に 伴 う 利 益 準 備 金 の 積 立 て	—	—	—	77	△77
当 期 純 利 益	—	—	—	—	933
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	77	82
当 期 末 残 高	18,280	3,859	205	502	20,389

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△17	43,060	190	190	43,251
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	△773	—	—	△773
剰 余 金 の 配 当 に 伴 う 利 益 準 備 金 の 積 立 て	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	933	—	—	933
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0	—	—	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	26	26	26
当 期 変 動 額 合 計	△0	159	26	26	185
当 期 末 残 高	△17	43,220	217	217	43,437

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

株式会社 不二家
取締役会 御中

2025年2月4日

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本多茂幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田大輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社不二家の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不二家及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

株式会社 不二家
取締役会 御中

2025年2月4日

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本多茂幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田大輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社不二家の2024年1月1日から2024年12月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第130期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を述べました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等並びにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引を行うに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月12日

株式会社不二家 監査役会

常勤監査役 中島清隆[㊟]

監査役 弘中 徹[㊟]

監査役 佐藤元宏[㊟]

(注) 監査役のうち弘中徹、佐藤元宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

不二家が目指すサステナビリティ経営

不二家が大切にしていること

 **Smile** 笑顔がつくる
ところあたたまる世界
makes the heartfelt world

不二家がお客様に提供している価値、それは「おいしい × たのしい × ところの豊かさ」

「ひとりで食べておいしい！」 そんなひと時から
「みんなで囲んでたのしい！」 幸せいっぱい時間まで
不二家はお客様の笑顔を、ところあたたまる絆や記憶を提供してきました。

モノからコトへ コトからココロへ

不二家はこれからもひとりの笑顔を社会に繋ぎ、そこから生まれる笑顔の連鎖によって、
タガイ（互い・違い）を思いやり大切にする、ところあたたまる世界を実現します。

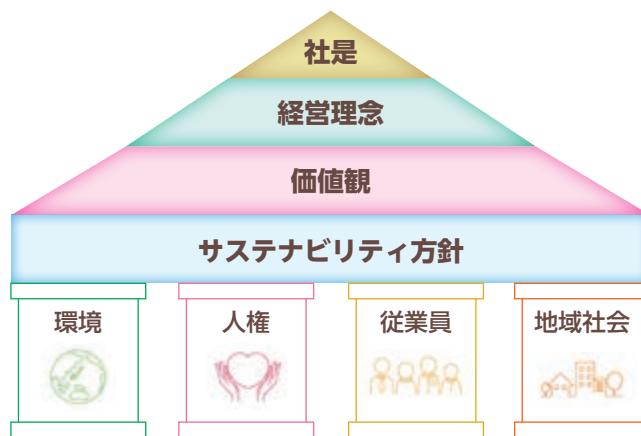


サステナビリティ方針

私たち不二家は、「愛と誠心と感謝をこめて お客様に愛される不二家になります」という社是のもと、お菓子が作り出す人と人との「絆」や生活への「彩り」を、新しい価値を創造する原動力とし、適正な企業統治の下、安全かつ多様な製品やサービスを通して社会から信頼される企業を目指し、社会問題解決と企業成長を両立させて、持続可能な未来の実現に貢献します。

取り組みにあたっては、「環境」「人権」「従業員」「地域社会」を4つの柱として、グローバルな視点を持ちながら地域活動を大切に、多くのステークホルダーの皆さまとともに積極的に推進してまいります。

制定 2023年6月



第130期の取り組み

2024年3月、サステナビリティ活動のさらなる推進のため代表取締役社長を委員長とする**ESG委員会を新設**しました。

また、ESG委員会傘下には「**不二家 サステナビリティ方針**」の4つの柱に沿った**分科会**を設置しました。持続可能な社会の実現に向け、それぞれのテーマに関する課題への対応を推進しています。

ESG委員会				
分科会	環境	人権	従業員	地域社会
テーマ	地球環境保全に対する配慮	事業活動における人権の尊重	従業員の健康向上・労働環境改善と公平な処遇	地域社会との共存・共栄・調和
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> CO₂排出量の削減 食品リサイクル率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> サステナブルカカオの調達推進 人権デュー・ディリジェンスに向けた人権リスクの評価・特定 	<ul style="list-style-type: none"> 求める人物像になり得る人材の採用・育成 安全で安心して健康に働ける環境整備 DE&Iの取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 社会貢献活動の推進 子どもの健やかな成長支援
関連するSDGs				

サステナビリティ活動

プラスチック削減

環境

商品に使用する外装などについては、プラスチック使用量削減に向けてサイズや厚み、材質などを随時見直しています。2024年9月からは主力商品であるカントリーマアム(バニラ&ココア)の外装の厚みを見直しました。

外装のプラスチック
(1個当たり)
約 **15.8%**削減



人権啓発

人権

「不二家 人権ひろば」と題した社内人権啓発のイベントを開催しています。展示物・映像視聴・体験などを通じ、身近な例から人権知識を深めるとともに、人権について自分事として考える機会を提供しています。



サステナブルカカオの調達

環境

人権

2021年より、サステナブルカカオ豆(人権・環境に配慮して生産されたカカオ豆)の調達を推進しており、2024年には購買担当者がガーナに行き、現地の調査を行いました。



人権教育

人権



全従業員を対象としたコンプライアンス教育を実施しています。また、2024年7月には経営幹部、人権分科会メンバーを対象とした、専門家による人権教育を実施しました。

人材育成

従業員



不二家の未来を創る、多様な「自律した人材」が活躍する組織実現を目指し、研修やジョブローテーションなどを実施し、人材育成に取り組んでいます。

安全への取り組み

従業員



労働安全衛生の専門家の顧問と中央労働安全委員が全国の工場（9工場）、洋菓子店舗（2店）、レストラン（2店）及び関係会社（4社）の巡回を実施しています。

自然環境保護活動

環境

地域
社会



自然環境保護活動の一環として、社員が有志で参加し、長野県の黒姫にある「ペコちゃんの森」の整備活動を毎年実施しています。

子ども成長支援

地域
社会



ペコちゃんがキャラバンカーに乗って施設を訪問し、子どもたちと交流するイベント「ペコちゃんが行く！不二家キャラバン隊」を実施しています。2024年は9施設、延べ1,255人の子どもたちと交流し、子どもたちの健やかな成長を支援しました。

株主総会資料の電子提供制度にかかる 当社対応について

●株主総会資料の電子提供制度

2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料^{*}の電子提供制度が開始されました。本制度は、株主総会にかかる株主総会資料につきまして、当社からご案内するウェブサイトへアクセスいただき、インターネットを通じてご覧いただくことを原則とし、例外として、所定の方法によりあらかじめお申出をいただいた株主様に限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。

※「株主総会資料」とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類及び連結計算書類を指します。

●当社の対応

本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に書面で株主総会資料をお送りしております。

次回以降の株主総会における当社の対応につきましては、決定次第当社ホームページ上に掲載し、ご案内させていただきます。

< 電子提供制度に関するお問い合わせ先 >

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電子提供制度専用ダイヤル **0120-533-600**

受付時間：平日午前9時～午後5時（土・日・祝日及び12月31日～1月3日を除く）

株主総会会場ご案内図

会場

明治記念館 富士の間

東京都港区元赤坂二丁目2番23号 電話 (03) 3403-1171 (代)



交通機関のご案内

- 1 JR** 中央・総武線
「信濃町駅」南口より
徒歩約3分
- 2 地下鉄** 銀座線・半蔵門線・
大江戸線
「青山一丁目駅」
出口2より徒歩約6分
- 3 地下鉄** 大江戸線
「国立競技場駅」
A1出口より徒歩約6分
- 4 都バス** (品97)
品川車庫前～新宿駅西口
「権田原・明治記念館前」
より徒歩約1分

- 株主総会にお越しいただいた株主様への**お土産及びお飲み物の提供はいたしません**。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 株主総会当日は、**インターネットによるライブ配信**を行います。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。